入園案内（2026 年度／令和 8 年度）

【募集人員】 認可定員：240名

区分	年齢		募集人員
3号認定（保育認定）	０歳児	2025 年（令和　7 年）4 月 2 日～　※1	１８名
	１歳児	2024 年（令和　6 年）4 月 2 日～2025 年（令和　7 年）4 月 1 日	１２名
	２歳児	2023 年（令和　5 年）4 月 2 日～2024 年（令和　6 年）4 月 1 日	６名
2号認定（保育認定）	３歳児	2022 年（令和　4 年）4 月 2 日～2023 年（令和　5 年）4 月 1 日	７名
	４歳児	2021 年（令和　3 年）4 月 2 日～2022 年（令和　4 年）4 月 1 日	若干名
	５歳児	2020 年（令和　2 年）4 月 2 日～2021 年（令和　3 年）4 月 1 日	若干名
1号認定（教育認定）	満３歳児	2023 年（令和　5 年）4 月 2 日～2024 年（令和　6 年）2 月 28 日	６名
	３歳児	2022 年（令和　4 年）4 月 2 日～2023 年（令和　5 年）4 月 1 日	２０名
	４歳児	2021 年（令和　3 年）4 月 2 日～2022 年（令和　4 年）4 月 1 日	若干名
	５歳児	2020 年（令和　2 年）4 月 2 日～2021 年（令和　3 年）4 月 1 日	若干名

※1：０歳児は、６ヶ月から入園できます。

【入園までの流れ】

1号認定（教育認定）　　2･3 号認定（保育認定）

広報や見学会で内容確認

11/1～　**認定申請･入所申し込み**（利用者→園→市）

11 月初旬　入園内定･通知（園→利用者）　　利用調整　※2

1 月下旬　認　定　書　交　付（市→利用者）

2月中旬　**面　接･契　約**

入　　園

※2：保育の必要性および園募集状況によって、市町が調整します。

♦認定申請・入所申し込み

☆1 号認定希望者

→令和 7 年 11 月 1 日（土）8 時 30 分～11 時まで

「支給認定申請書 兼 施設利用申込書（市指定の用紙）にご記入の上、小城ルーテルこども園に提出してください。

☆2・3 号認定希望者

→令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 11 月 28 日（金）第 1 次

「支給認定申請書 兼 施設利用申込書（市指定の用紙）にご記入の上、市役所保育幼稚園課に提出してください。

※小城市外の方は広域扱いになりますので、ご相談ください。

♦入園選考の方法

☆１号認定→**受付終了後、定員内で選考。**

※優先順位・・①在園児弟妹②卒園児弟妹及び子・孫
③法人及び施設関係者親族④在園児・卒園児の親族
⑤育児サークル等への参加⑥教育理念・方針に賛同
⑦その他（施設所在の校区居住等）

☆2・3 号認定 →**市町が保育の必要性に応じて決定します。**

♦面接・契約

令和 8 年 2 月 20 日（金）9 時～

●面接・契約時に入園準備金（3,000 円）を ご用意ください。

【施設の概要】

☆施　設　名　学校法人　天山ルーテル学園　幼保連携型認定こども園　小城ルーテルこども園
☆住　　所　小城市小城町170－2
☆電　　話　0952－72－3221　☆FAX　0952－72－3440
☆ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　ogi2001@galaxy.ocn.ne.jp
☆ホームページ　http://www.ogi-youchien.jp

【教育方針】

キリスト教精神を土台とした教育を目的とし、
乳幼児期における健全な心身、情操、隣人愛などの育成に重点を置いています。
☆人は皆、神様の前で平等であり、神様に愛され、互いに愛し合い、助け合って生きるものであることを園の生活や雰囲気（環境）の中で体得していきます。
☆一人ひとりの人格、思いを大切にし、生涯の土台を育むことをねらいに成長を援助していきます。
☆子どもの自由な発想、あそび、活動を大切にし、主体的に生きる力を養います。
☆神様からいただいた体を大切にし、神様のつくられた自然に多く触れさせ、感性豊かな心を育てます。
☆絵本の読み聞かせを大切にします。
☆家庭と園が協力し合って、子どもの成長、福祉につとめます。

【通園バスについて】

小城市全域でご利用いただけます。（市外の方もご相談に応じます） ただし利用は3歳以上児からです。

【給　食】

全園児に自園給食を提供します。離乳食及びアレルギー対応もいたします。

【教職員数】（2025 年現在）

保育教諭：33 名　看護師：1 名　栄養士･調理員：6 名　その他職員：8 名　園医：2名　薬剤師：1名

【退　園】

以下の条件に該当する場合、退園していただきます。
＊在園中の乳幼児が「子ども･子育て支援法」第 24 条に該当する時→保育の実施を解除し、保護者より退園届を市に提出させるものとする。
＊入所時の誓約に反する時、園と保護者が話し合い、園の方針に従わない場合。
＊保育料の滞納が3ヶ月続いた場合。

【緊急時における対応方法及び非常災害対策】

非常災害が起こった場合は、メール及び電話で連絡します。
園児の引渡し方法は、当園の防災計画に記述し、閲覧できるようにしております。

【苦情処理】

当園の玄関に意見箱を準備し、皆様方の要望･相談の受付をしております。
苦情処理委員会でその要望･相談等を討議し、よりよき園運営を推進できるようにしております。

【園児の保険に関する事項】

当園は、園児のために下記の保険に加入しております。
☆PTA保険　　→死亡490万円、入院日額5，000円、補償金額　対人1億円･対物1億円
☆災害共済給付→負傷･傷病の医療費、死亡1，400万円･障害見舞金1，885万～41万円
☆賠償責任　　→施設･事業･活動遂行事故　1億円（1事故につき）

【守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項】

市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用させていただきます。

詳しくはホームページ、または園にご確認ください